

(3)②医療機関リストに掲載する医療機関の拡大について

審議事項

「傷病者の搬送及び受入れの実施基準（以下、実施基準）」における医療機関リストに、救急告示医療機関以外の医療機関を掲載してよいか

背景および根拠

1. 救急告示医療機関については、年度ごとに新規・更新等を既存の救急告示医療機関に確認後、大阪府救急医療対策審議会での承認を経て実施基準の医療機関リストへの掲載審議を救急医療体制部会及び大阪府堺市保健医療協議会に諮ってきた。
2. 救急非告示医療機関及び診療所には、実施基準に定める医療機関リスト（第2号）への掲載確認を行ってこなかった。
3. 実施基準に記載されている医療機関分類の基本枠組みのうち「オ 初期対応医療機関」では「各医療圏の実情に応じて、告示されていない診療科目や二次救急告示医療機関以外の医療機関を含めることとする。」とある。
参考資料 1；大阪府版 本則 7 頁（堺市圏域版 7 頁も同様の内容）
4. 他の医療圏においては、救急告示医療機関以外の医療機関や診療所を、初期対応医療機関として掲載しているところがある。
参考資料 2；救急非告示医療機関リストの例